

認定による研修「指導改善研修」の概要

研修のねらい

学校への復帰を第一の目的とした適切な研修（研究と修養）を実施し、意識の改善や力量の向上を図る。

【参考】指導改善研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則（以下「規則」という。）第五条に規定する指導改善研修（以下「研修」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 研修の実施主体は、愛知県総合教育センター（以下「総合教育センター」という）とする。

2 所属校校長は、総合教育センターと密接に連携を図り、研修の充実に努めるものとする。

(研修対象者)

第3条 研修対象者（以下「受講者」という）は、規則第四条第1項の規定に基づき「指導が不適切な教員」と認定された者及び規則第七条第1項の規定に基づき「指導がなお不適切であるが、引き続き指導改善研修を行うことにより、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度」と認定された者とする。

(研修形態・研修期間)

第4条 研修は、1年間にわたり、週5日行い、Aコース、Bコース、Cコースの3コースとする。

2 Aコースは、週4日、総合教育センターで、週1日、所属校で研修を行う。

3 Bコースは、週1日、総合教育センターで、週4日、所属校で研修を行う。

4 Cコースは、週2日、総合教育センターで、週3日、所属校で研修を行う。ただし、Cコースは養護教諭・栄養教諭を対象とする。

(研修結果の評価)

第5条 総合教育センター所長並びに所属校校長は、受講者の研修への意欲・態度及び指導改善等の状況から総合的に判断して、研修結果の評価を行う。

2 総合教育センター所長並びに所属校校長は、研修結果の評価を県教育委員会に報告するものとする。

(受講者の所属)

第6条 受講者は、現任校を所属校とする。

2 受講者の主な研修場所は、総合教育センターの所長が指定する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この研修の実施について必要な事項は県教育委員会教育長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。